

銀行業務の分析

高木, 暢哉

<https://doi.org/10.15017/4355437>

出版情報：経済学研究. 15 (1/2), pp. 49-83, 1949-12-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



銀行業務の分析

高 木 暢 哉

目 次

- 第一節 銀行業務と銀行取引
- 第二節 これまでの分類
- 第三節 貨幣取引・貸付取引・その他の取引
- 第四節 異 説 の 吟 味

第一節 銀行業務と銀行取引

銀行活動を分析して、それに本質に即した區別を與えるのが本論の目的である。

初めに銀行活動を意味する言葉として、銀行業務と銀行取引との區別を立てておこう。

銀行取引という場合には、理論的に抽象化され精選された銀行の國民經濟的活動といった語感が強い。銀行業務という

ときには、何ということなしに銀行が日常営む個別的經營活動といった印象をうける。銀行業務は單に所與としての銀行活動を意味するに對し、銀行取引の方は、この所與としての銀行業務を抽象し、國民經濟學的見地から機能の意味にまで引上げた概念であるといつてよからう。別の意味に解する人があろう。全然區別せぬ人は多い。しかしわれわれは右のように理解して、以下に用いてゆきたいと思つてゐる。

第二節 これまでの分類

(一) 主要業務と附隨業務、正則業務と非正則業務

銀行の營む諸取引には、どのような種類があるか。從來普通に行われてきた區別としては、第一に主要業務 (*Hauptgeschäft*) と附隨業務 (*Nebengeschäft*)、あるいは正則業務 (*reguläre G.*) と非正則業務 (*irreguläre G.*) の區別があつた。この二つの區別は、語感や意味上に若干の隔りがあるにせよ、大體に同一の内容についてのもので、銀行の行ふ業務間の輕重の差違を示す區別である。主要業務あるいは正則業務が銀行業務の支配的部分を示すのに對し、附隨業務あるいは非正則業務は銀行にとり從屬的な部分を表現する。大體に預金・貸付・手形割引・證券投資・銀行券發行等のことが銀行の主要 (正則) 業務とせられ、保護預り・證券賣買・各種の代理業務が附隨 (非正則) 業務とみなされているようである。^(註一)

(註一) シュルツ・ゲベルニッツ (*Schulze-Gaevernitz*) によれば、獨逸の信用銀行 (*Kreditbank*) の正則業務は、預金・當座貸付・引受・割引・抵當貸付のごときであり、非正則業務は證券取引・代理業務・保護預業務・發行業務のような證券業務であるという。

(Die deutsche Kreditbank, 1922)。またウェーバー (A. Weber) によれば、獨逸においては預金および振替業務・短期貸付 (割引・引受・當座貸付) および代理業務が、かれのいわゆる預金・投機銀行の正則業務で、長期貸付・發行設立・有價證券投資のときが、非正則業務になつてゐる。 (Depositbanken und Spekulationsbanken, 5 Aufl. 1938.)

主要・附隨、正則・非正則の區別は、別に述べる本來的銀行取引としからざる取引との區別と同一ではない。前者は銀行が何を主として營むかという見地に立つての區別で、銀行本質論とは無關係であるが、後者は銀行取引の本質に照して、あるいは本來的銀行取引といひ、あるいはしからざる取引というのである。後者にあつては内容は固定・確定しているのに對して、前者にあつては不定である。ある銀行にとつて主要な業務が他の銀行にとり附隨の業務であることもなくはない。例えば爲替銀行において主要業務である爲替取引が、市中銀行において附隨業務であつたり、債券發行銀行の附隨業務である預金取引が市中銀行で主要業務であつたりするなどがそうである。(註1)

もつとも銀行の主に營む取引は何等かの程度銀行本來の取引と關係があろうから、大體に一定の内容をもつことは事實であらう。しかし銀行の主要な業務と本來の業務とは、もつとも別個の概念であり、この間に完全な一致を求めることは不可能である。銀行にとり本質的でない取引を、銀行にとり本來の取引と合せて、主として營むことも稀ではない。かくてある種の銀行の主要業務は他の國の同種の銀行によつても營まれていないということも生じる。例えば、ドイツの信用銀行では證券賣買取引がかなりの規模で行われており、このことからウェーバーは、證券委託賣買を銀行の正規の業務に加えてゐる (a. a. O., S. 212ff.)。しかしわが國の普通銀行はそのような取引は營まぬし、またウェーバー自身もそれを銀行本來の取引と考えはしなかつた。またこ

(註11)

れとは反對に、ある種の銀行にとつて附隨的な取引が、實は銀行にとり本來の取引である場合がある。例えば發券銀行や債券發行銀行の預金取引は、これらの銀行にとつては主たる貸付資金源とはならないが、一般の銀行にとつては本來の取引として引離せない、等々。^(註三)

(註一) 丹後教授の意見によれば、まず「主たる業務と從たる業務」の二つに區分される。主たる業務というのは、資金供給業務(手形割引、貸付、公社債株式等有價證券の應募・引受)と資金蒐集業務(預金、債券の發行)、資金造出業務(預金貨幣の造出および銀行券の發行)の三である。爲替業務は資金の供給と蒐集の双面的性質をおびる。次に銀行の從たる業務というのは、代金の取立および支拂の代理、保護預り、手形の引受、信用狀の發行、兩替、有價證券の賣買、地金銀の賣買、擔保付社債信託業のごときである(丹後愛二郎著銀行論昭和九年一二—一三頁)。しかし主たる業務と從たる業務の内容をこのように固定して考えてゆくのは問題と思う。

(註二) ウェーバーは證券委託賣買をドイツ信用銀行の正則業務とみて、銀行の名も預金・投機銀行(Depositen-und Spekulationsbank)というのを用いて(a. a. O. S. 3)。しかしこれを銀行本來の取引とみているかといへばそうではなく、例えば彼の銀行に關する定義について調べてみると、「銀行はそれに與えられた信頼を基礎として、支拂取引および信用取引に仕えることを目的とする施設である」(a. a. O. S. 1)と云ふ、證券委託賣買のことには少しも觸れていない。もともと銀行に本質的でない取引が、大々的に營まれているというだけなのであらう。

(註三) 服部教授は主要なる業務を本來の取引、附隨業務を非本來の取引であるかに考えられるようである。いわく、「唯附隨的業務は其の名の示す如く銀行の主要なる業務に附隨するものに外ならざるものなれば銀行は必ずしも之を營まざるべからざるものにあらず」と(服部文四郎著銀行原論大正三年九九—一〇〇頁)。しかしわたくしは、これを區別して考えたい。

主要業務と附隨業務、正則業務と非正則業務の區別は、確かに一應の意味をもつ。これによつて、どの業務を銀行が中心的・正則的に營み、どの業務が附隨的・從屬的にしか營まれていないかは明らかとなる。しかしなぜにそうなるかは分らない。換言すれば、銀行の營む各種業務間の輕重の事實は明らかにするにしても、その根據は説明されない。つまりが銀行業務の本質に關する區別ではなくて、單なる事實の指摘にすぎないからである。われわれは銀行取引の本質を解明せんとしてその區別を問題としていたのである。關心は銀行の營む各種取引の本質や差違や作用や連關に注がれている。當然に事態の本質に立入つた別個の區別を求めねばならない。

(二) 能動的業務と受動的業務、授信（あるいは興信）業務と受信業務

ところで銀行業務には、別に能動・受動 (Aktiv, Passiv)、授信 (興信)・受信 (Kreditgeben, Kreditnehmen) の區別も行われている。しかも若干の例外を除いて、大體主要業務についての區別となつてゐるから、上に問題とした主要業務の内實を明らかにするといふ意味で、次にこの區別を吟味してみよう。

(註一) 若干の例外といふのは、たとえば次註の(一)のごとし

能動的業務と受動的業務の區別といふのは、こうである。すなわち銀行が取引の結果として債權者となるような業務が能動的業務で、逆に債務者となるような業務が受動的業務である。前者に屬するものは割引や貸付のごときで、後者に屬するものは銀行券および銀行債の發行や預金などごときである。(Handwörterbuch des Bankwesens, hrsg. von Palyi u.

註一 もつともこの辭典は、銀行業務を分けて直ちに、能動的業務・受動的業務・無關心業務 (indifferent G.) の三となつてゐる。

註二 能動・受動の區別は、しばしば次に述べる授信・受信の區別と結合されて、それと同一の意味に用いられてゐる。たとえばシュルツは、正規業務を *passive Bankg* と *aktive Bankg* に區別してゐるが、さらにこのことを *passive Kreditg.* *aktive Kreditg.* ともいつてゐる (a. a. O., S. 11.)。丹後教授によれば、「銀行の主たる業務を信用を與えまた受くる業務に分つときは、前者を授信業務または能動的業務、後者を受信業務または受動的業務といふ」とあり (前掲書一三頁)、服部教授によれば、「即ち其の第一は銀行業務の中銀行自ら之によりて信用を受くるものにして預金並びに紙幣及び債券の發行は之に屬し之を受動的業務と云ひ其の第二は銀行の之によりて自ら信用を與ふるものにして割引貸付等之に屬し之を能動的業務といひ、云々」とある (前掲書九七―九八頁)。右によれば能動・受動の區別は全然授信・受信の區別と同一である。實はわたくしもこうした見解に異議のあるはずはないのであるが、ただ授信・受信の區別は、後にのべるように、能動・受動の區別を信用という概念を挿入することにより、ヨリ内容的に表現したものであるということを描きおきたいと思う。

しかしこのような區別がどの程度に銀行取引の實體的連關を明らかにするかといへば、やはり正則・非正則の區別と同様に疑問である。銀行が取引により債權者となるか債務者となるか、あるいはいすれにもならぬかということとは、銀行の行う取引それ自身の本性を解明するものではなくて、單にそれに附屬する効果を表現するにすぎない。例えば受動的業務に入られる預金取引・銀行券および銀行債の發行などには、性質上かなりの相違が認められる。後にも述べるように預金取引や債券取引は貨幣流通取引に入るのに反し、銀行債の發行は貸付取引、しかも受動的・消極的・貸付取引の部類に

入る。同じ部類の間にも範疇上の相違があつて、決して一樣に論じ去ることはできない。もしこれを一率に受動的業務の部類に入れるだけで満足するならば、銀行取引の深い内實や連關や作用は全く見落されてしまうことになる。受動・能動の區別もまだ一應のもの、皮相のものであつて、銀行取引の本質を解明する作業概念としては、決して充分なものといふことはできない。

能動・受動の區別が銀行取引の本質を解明する上に不充分であるとするれば、授信・授信の區別はどうであるか。授信・授信の區別は、前註(二)の終りで述べたように、實質的には能動・受動の區別と變りはない。ただ新たに信用という概念を取り入れて、内容的にヨリ充實せしめたものにはかならぬ。大體に後に述べる信用媒介説と關連して主張され、銀行の信用を與える業務が授信業務、信用を受ける業務が受信業務となるのである。(註一)

註一 「現今の銀行は貨幣の信用取引を以て主眼と爲すものなるが故に其業務は之を左の二種に大別することを得べし。一、授信的業務。二、授信業務。」(山崎覺次郎著銀行論改訂版大正十五年六頁)

授信業務と受信業務の區別は、能動・受動のそれよりは遙かに内容的で、區別の標準も一見極めて明快にみえる。しかし一步踏みこんで見るときには、第一にこの場合導入される信用という概念が明確を缺く。それは貨幣的信用か貸借的信用か(拙著利子學說史昭和十七年二三九頁以下を参照)。貨幣的信用を媒介する銀行取引なら、後に述べる貨幣流通取引に屬し、貸借的信用を媒介する銀行取引なら貸付取引でなければならぬ。信用という概念の導入は、一見、事がらを明確にするかに見えて、そうではない。かえつて曖昧にし混迷させている。第二に、信用を授けるとは何か、信用を受ける

とは何か。銀行券を發行することは、信用を授けることであるとともに信用を受けることであるが、これはどのように説明するか。單に信用を授け、あるいは受けるというだけでは事からは少しも明瞭とまらない。第三に、こうして授信・受信と極めて機械的に區別するために、本來區別さるべきものが混同されることになつた。例えば、銀行券の發行や預金取引や銀行債の發行は、ともに受信業務であるといわれている。しかしこの三つのものを仔細に検討すると、その間に極めて大きな隔りのあるのが分るのである。まず預金取引と銀行券取引における信用關係は、後にも述べるように寄託的信用關係であり、それが特定の條件の下で貨幣的あるいは流通的信用關係に轉じてくる。一般にいつてこの二取引の機能は、貨幣流通上に意義をもち、後に述べる銀行の貨幣流通取引に分屬せしめるべきものである。ところが銀行債の發行の方は貸付取引に屬し、その内包する信用關係は貸借的信用のそれであり、その機能も金融機能という點に意味がある。^(註二)つまり同じ受信業務でも、その内包する信用關係において、またその營む機能において、明確な區別をもつのであるから、それが明らかにならぬような銀行業務の區別では、研究を進める上の役に立たない。授信・受信の區別もなお、われわれの目的にとつては充分でないように思われる。ヨリ精密な、ヨリ適確な區別を他に求めねばならない。

註一 われわれはいま信用論を展開しているのでないから深入りできぬが、右の論述を補足する意味で、信用というものの内容と分類について、思うところを少しく述べておきたい。

わたくしは信用というものを關係的に債權債務關係と考えている。債權債務關係には、給付と反對給付を内容とするそれと、單に債務を表示し、したがつてそれに對して債權というものの考えられる片務的なものがあると思う。後者は預金貨幣とか銀行券

などのように流通的・貨幣的信用に際して現われるものである。だから信用關係は、まず大別して、双務的なものと片務的なもの（貨幣的信用）とに分れることになる。次に双務的な信用關係には、消費貸借にもとづく貸借的信用と寄託取引にもとづく寄託的信用と信託取引にもとづく信託的信用のごときを區別することができであろう。貸借的信用に、本來的貸借信用と賣買取引と結合した商業信用のあることは、かつて指摘したところである。（拙著利子學說史三五〇頁）

註二 銀行の二機能、すなわち貨幣流通機能と金融機能については、別の機會に論ずる。

〔附記〕上述の各種の區別をつきまぜた分類があるが、本質的には何等の進歩がないばかりか、かえつて區別を不鮮明にしている嫌いがある。二三の例をあげてみよう。（一）受動的業務、能動的業務、附隨業務（服部教授前掲書九八—九九頁）（二）受信業務、授信業務、附隨業務（山崎博士前掲書六—七頁）（三）Aktivgeschäft, Passivgeschäft, indifferente Geschäft (Handwörterbuch des Bankwesens, S. 70) の三つ。

第三節 貨幣流通取引・金融取引（貸付取引）・その他の取引

叙上各種の分類がともに銀行業務の實體的區別を明らかにすることができないでいるのは、それらが銀行諸業務の表見的・外被にのみ眩惑されて、深くその機能にまで徹していないからであらう。單に機構や形態を問題とするだけで機能を考へていない。つまり單なる銀行業務の區別にすぎない。それを機能の見地から練つた銀行取引の區別になつておらない（第一節を参照）。目を日常的な業務から引上げて、理論的取引の立場から銀行諸活動の區別を試みるべきである。大體に、貨幣流通取引、金融取引（貸付取引）、その他の取引の三つに區別してみたらどうであらうか。貨幣流通取引という

のは銀行の貨幣流通機能に係し、金融取引は金融機能に、その他の取引というのは、それ以外の雑多の機能に係する。ちなみに、これら諸機能については、別に論ずる。

(一) 貨幣流通取引あるいは貨幣取引

貨幣流通取引あるいは簡単にいつて貨幣取引 (Geldverkehr, Geldhandel) は、貨幣の流通を管理し媒介し促進するところの取引である。例えば送金・代金の取立・貨幣の保管・出納・兩替などのこと。商人の行う商品取引が商品の流通を媒介し管理し促進するように、貨幣取引業者あるいは貨幣商人 (Geldhändler, money merchant) の行う貨幣取引は、一般の貨幣流通を媒介し簡易にし促進する。銀行業者もまた一種の貨幣商人であることは、ここで詳しく述べる餘裕はないが明らかである。

ワグナー (A. Wagner) は、かれのいわゆる貨幣銀行 (Geldbank) の本質的取引として、貨幣流通 (Geldverkehr) の媒介をあげている。 (Schönbergs Handbuch der Politischen Oekonomie, 4Aufl. Bd. I, 1896, S. 456)。しかし貨幣取引に關する精細で注目すべき規定を與えたのはマルクス (Karl Marx) である。資本論第三卷第一部第十九章「貨幣取引資本」と題する箇所で、かれは次のように述べている。——商品流通の結果として貨幣流通が生じる。貨幣流通にとつては、さまざまな技術的諸操作が必要となり、例えば産業資本家は、貨幣の支拂・收納・計算・清算・記帳・保管など一切の出納上の操作をしなければならない。相異なる經濟領域の間での商取引においては、兩替や地金の賣買が行われる。これらには特殊の勞働が必要となり、資本家にとつては全く價值を創造しない流通上の費用である。これを分業の利益によ

つて減殺するために貨幣流通上の技術的操作は、專業の貨幣取引業者に集中されることになった。貨幣取引等のために前貸される資本が貨幣取引資本 (Geldhandlungskapital) である。貨幣取引資本家は、流通費用となる技術的操作を残る資本家階級全體のために集中して引受け、專屬の機能とし營むことによつて社會的に流通費用の負擔を軽減する。そのような特殊に集中された專屬の機能を貨幣取引 (Geldhandel) とするのである。(註1)

註一 マルクスの言葉を引用しておく。「貨幣取引業が媒介するのは貨幣流通の技術的諸操作で、これを貨幣取引業は集積し短縮し簡易化する。貨幣取引業は、保藏貨幣を形成するのではなくて、この貨幣保藏を……その經濟的最小限に縮小するための技術的手段を提供する。けだし、購買および支拂手段のための豫備基金は、全資本家階級のために管理されるならば、各資本家によつて別々に管理される場合ほど大きいことを要しないからである。貨幣取引業は、貴金屬を購買するのではなく、商品取引業がこれを購買したときに、その配分を媒介するだけである。貨幣取引業は、貨幣が支拂手段として機能するかぎりでは支拂差額の決済を容易ならしめ、かつこの決済の人為的機構によつて決済に必要な貨幣を減少させる。だがそれは相互的支拂の關連も範圍も規定しない。例えば、銀行や手形交換所で相互に交換される手形や小切手は、まったく獨立せる諸事業を表示し、與えられた諸操作の結果であつて、問題はただ、どうすればこれらの結果が技術的にうまく決済されるかということだけである。貨幣が購買手段として流通するかぎりでは、諸々の購買および販賣および販賣の範圍および數量は、貨幣取引業からまったく獨立している。貨幣取引業は、ただ右に伴う技術的諸操作を短縮し、かくして、その回轉に必要な現金の分量を減少させるのみである。」(Das Kapital, hrsg. von Adoratskij, Bd. I, S. 352—353. 邦譯資本論長谷部文雄譯第三部二分冊三四九—三五〇頁)

貨幣取引という言葉と類似のものに支拂取引 (Zahlungsverkehr) というのがある。例えば、ヴィテイ・デ・マルコは支拂取引をもつて銀行本來の機能となし (Antonio De Viti De Marco, Die Funktion der Bank, übersetzt von Hans

Fried, 1935, S. 53—, 58—) シアッハウは支拂取引にドイツ信用銀行やイギリス預金銀行の主たる使命を見出してゐる (E. Zachau, Art., Kredit, Formen und Arten, im Handw. d. Bankwesens, 1933, S. 327 ff.)。 ともに發券取引あるいは振替預金取引をもつて内容とし、この點われわれの貨幣取引という概念よりは意味が遙かに狭い。しかし、動かせぬ一事實として、發券取引や振替預金取引は、もと保管預金より發生しており、この保管預金取引は兩替取引と無關係ではな^(註一)。二者は貨幣の流通や管理に關連して生じ、とくに分離して考える理由はないのである。わけでも銀行の諸取引を分類せんとする今の場合は、これらのすべてを貨幣取引として一括し、他の種の銀行取引と區別するのがよいと思う。このゆえにわれわれは、支拂取引という狭い概念の使用はやめて、貨幣取引というのをを用いることにしたのである。

註一 この點はデ・ヴィティ・デ・マルコも明確に承認するところで、かれは兩替商や金匠が銀行券取引や振替預金取引などのような支拂取引を導入し、したがつて、支拂機關である銀行になりゆく過程を「かれの見解にしたがい」描いてゐる。(c.a.O. S. 53—56.)

銀行の行ふ貨幣取引には、どのようなものがあるか。上に述べたところから分るように、第一には預金取引がある。貨幣保管の機能を營むから、貨幣流通取引の一つに屬することは明かであろう。ことに振替の出納預金の場合は明瞭で、直接に貨幣流通を擔當することによつて今日、最有力の支拂手段として機能していることは、述べるまでもない。ただし投資性の預金の場合は多少關係に變化があり、支拂機能は認められぬし、また單純に保管機能を營むともいうことはできない。しかし別に明らかにするように單なる保管預金より發生して複雑化された預金形態であり、今日でも潜在的には依然そうした保管的意義を留保していることは事實であるから、一般に預金取引を銀行の營む貨幣取引のうちに入れることに

はさしつかえあるまい。

第二に銀行券取引がある。銀行券が預金から發生し發展してきたことは別に史實について立證しなければならぬが、そのことを考えに入れなくとも銀行券を發行し回収し操作する取引が貨幣取引であることには疑問の餘地はない。ただし銀行券それ自身が一つの貨幣的手段であるからだ。

第三に、送金・兩替・代金取立・代理支拂・地金賣買のときが貨幣取引の一種であることは、説明する要もないであろう。ただ一つここで問題となるのは手形引受である。それは手形の流通性を高めるといふ意味から一種の貨幣取引とみてよいが、他面割引取引を促進し、場合によつては引受上の債務も生ずる點では、次に述べる貸付取引に屬すともいえるであろう。いわば限界領域に屬する附隨・從屬の取引であるときであるか。しかしここに確かな一事は、これを第三の「その他の取引」に入れることの不適當であるということである。

(二) 金融取引(貸付取引)

金融という社會的機能を果す取引が金融取引であるが、具體的にいえば、資金の所有者がこれが必要とする使用者に融通することという。取引には今日二種類あり、一つは貸付取引であり、二は出資取引である。出資取引というのは所有が經營から分離するような状態に進んだ株式投資の場合に現われる。後に明らかにするように、銀行は概ね出資金融は行わない。行う場合も貸付金融に準ずる意味で、あるいは貸付金融と觀念して營むにすぎない。だから銀行の行う金融取引としては、貸付取引を中心に問題としてゆけばよいのである。

貸付取引とは、なんであろうか。それは法律上の消費貸借のことである。(註一) ただし今日の消費貸借は原則として有利金消費貸借であり、銀行の行う貸付取引もまさにそれであるから、ここでも後でも、銀行の貸付取引という場合には、特別の斷りのない限りは、この有利金消費貸借を意味するものと解して進めてゆこう。貸付取引は出資取引とともに資金を融通する手段であり、いな、それよりも重大な金融取引の形態である。

註一 消費貸借の意味、ことに金銭消費貸借の意味については、拙著利子學說史第一章第一節「消費貸借と貸貸借」以下を参照。

貸付取引という言葉と類似のものに信用取引(Kreditverkehr)というのがある。元來内容の不明確な言葉で、貸借的信用の意味にも貨幣的信用の意味にも用いられている(前述)。したがつてよくに貸借的信用という意味を指定しないでは、これを貸付取引に用いるのは危険である。發券取引や振替預金取引は貨幣取引に屬するが、しかも貨幣的信用取引であるからだ。信用取引という言葉が漫然と學術語として廣く濫用されているのは遺憾である。(註一)

註一 ツアツハウは、信用取引(Kreditgeschäft)というのを、概念としては大體にわれわれの貸付取引(金銭消費貸借と限定せず、廣義の消費貸借の意味における)の意味に解して use (Handw. des Bankwesens, S. 325)。しかし問題が信用膨脹の論題に至ると、貸借的信用と貨幣的信用とは混同され、Kreditschöpfung という言葉と Geldschöpfung という言葉の間には、別に差違はないかのごとくである(a. a. O., S. 327 ff)。すなわちこの場合に信用というのは、信用貨幣のことである。

外語では、一般に貸付取引のことを、信用という言葉を用いつ、Kreditverkehr あるいは credit (佛語) は crédit) transaction などというのが普通のものである。しかしこれも Leih, loan, prêt などの言葉を用いて表現する方が、はつきりしてよいと思う。

銀行の營む貸付取引にどのような種類があるかを問題としよう。コール・ローン、手形貸付、證書貸付、當座貸越、公

社債の應募などが貸付取引であることについては異議はあるまい。しかし進んで、手形割引や有價證券の購入や株式の應募などまでも貸付取引の部類に入れるときには反對が生じよう。これらの取引は、通常の意味での消費貸借ではないからである。それをあえてわれわれは貸付取引の部類に納めて考えてゆきたい。理由は次のごとくである。

(イ) 手形割引の場合

ここで手形割引というのは、本來の手形割引、すなわち商業手形の割引をいう。なぜに商業手形の割引が本來の手形割引であるかは、以下に述べるところから明らかになろう。

手形割引の經濟學上の性質は、これまであまり問題とされなかつたようである。經營技術的あるいは法律方面の研究はかなり進んでいるにもかかわらず、手形割引の經濟學的究明は、いささか等閑視されたきらいがある。貸付と手形割引とを區別して、そのおのおのの特性を解明せんとした論者はなくはないが、概して表面上の形式的技術的差違に滯留して、ことがらの本質的内容にまでは及んでいない。貸付も割引も銀行が貨幣を前貸して利殖する點では同じく、ただ利子徴收の方法や前貸の期間や擔保や貸付の形式に若干の差違があると主張する程度の議論である。なぜにそのような差違が生ずるかに至つては、別にこれという解答を與えておらない。^(註一)しかし本當の問題は、その經濟學的根據の解明にある。

註一 堀江歸一博士の割引と貸付との比較をみると、こうである。「割引といい、貸付といい、ともに預金銀行が相互貸借の方式に據り債務を債權に變形して、以て營業を行ふ一手段に外ならず。銀行が取引先の爲めに貸付を爲すや、貸付金に相當する金額だけ、取引先の當座殘高を増加し、之に對して小切手を振出さしめ、銀行が一方に債務を負ふて他方に債權を有すること割引に於け

ると異なる所あるを見ず。割引貸付共に根本の性質の一なること斯の如しと雖も、枝葉に於て多少の相違なき能はず」と。(堀江歸一著銀行論改版大正十一年一五二頁) 貸付も割引も債權債務關係においては同一で、ただ枝葉においてだけ多少異なるという主張である。しかし後にも述べるように、貸付は單純な消費貸借であるのに對し、割引は過去の消費貸借より生じた債權の賣買である。その効果としての債權債務關係においては同一かも知れぬが、出發には右のような根本的差違があり、これを單に枝葉の相違とだけみることは正しくない。ちなみに堀江博士が割引と貸付との相違としてあげる諸點は次のごとし。「割引においては、銀行は定額の貨幣を要求する既存の權利を買入れ、又其行はるる範圍には、制限あり、既存の取引に基き、短期限内に貨幣を要求する權利を得るに止まり、長期の放資に適せず、一方に貸付は如何なる目的にも供用せられ、又期限必ずしも短からず然も擔保、保證の類を必要とす。而して割引の場合には銀行は割引手形に對して、資金を融通すると同時に、割引料を徴收し、割引料を控除したる殘額を融通するに止まれども、貸付の場合には其融通したる資金の返却を受くるときに、始めて利子を徴收するものなり。云々」(前掲書一五二—一五三頁) そこにはさまざまの秀れた認識の萌芽は認められるが、法理的、經營技術的見地によつて蔽われ、明らかになつておらない。

エドワーズの割引と貸付との區別に關する見解は、さらに素朴なものである。「貸付も割引も銀行による信用の擴張を代表する點では同一であるが、しかしこれら二つの銀行信用の形式の間には、ある種の技術的差違がある。銀行實踐は、貸付と割引との間を、一般に前者は保證があり、後者は保證がないと考えることにより區別している。貸付の場合の信用許與に對する料金は利子と呼ばれ、貸付の満期日に引去られる。ところが約束手形あるいは爲替手形の割引においては、『割引料』と呼ばれる料金は、前拂の際に引去られる。云々」(G.W. Edwards, *Principles of Banking and Finance*, 1932, P. 117) 「貸付も割引も顧客の銀行に負う債務を代表する。…貸付と割引との間の本質的差違は利子支拂の時期にある。ともに銀行よりの借入を代表するが、貸付の場合には利子は満期に支拂われる。しかるに割引の場合は利子は前貸にあつて引去られる。」(ibid., P. 127) 割引や貸付の技術

や形式だけしか問題とされてゐない。

手形割引の意義を明らかにするためには、その出發となる商業手形、さらに遡つては商業信用から明らかにしてゆかねばならない。商業信用とは、賣買取引と結びついた貸付取引のことである。賣主が代金を要求する代りにそれを貸付け、したがつて代金の支拂が賣買の時期に遅れて債務の履行として行われる場合を指している。いわゆる掛賣・掛買のことであつて、この場合賣主は貸主となり、買主は借主となり、賣買取引と貸付取引とは一つの取引に結合せられる。こうして貸付取引が賣買取引に複合して行われる場合を、商業信用というのである。（なお商業信用については拙著利子學說史三四九頁以下を参照）

商業手形というのは、商業信用を流通可能の證書に轉化したものである。約束手形であつても爲替手形であつても變りはない。これにより賣主の債權、逆にいつて買主の債務は、一個の流通證券に對象化せられる。商業手形が一種の支拂債務證書とみなされる所以である。（註一）

註一 「商業手形は賣買取引に附隨して作成された一種の債務證書である。（波多野鼎著金融講話昭和十六年七〇頁）

それでは手形割引とは何であるか。手形割引は、商業手形に對象化されている商業上の債權を銀行が手形債權者から買入れることである。商業債權の賣買なのであつて、とくに割引という言葉が用いられるのは、その購買代價が額面より若干割引かれたある大いさに定められるからである。いまかりに甲という商人が乙に商品を掛で賣るとする。甲は乙に對し商業上の債權を有し、この債權は約束手形あるいは爲替手形に作成されて、甲の手許に保有せられる。ところで、何かの

事情で甲に資金の必要が生ずるとする。かれはすでに保有する債権を流動化することを欲し、これを銀行に持参して賣却する。銀行は買入れて手形債務者（例えば乙）に對する債権者となり、甲は債権を失う代りに貨幣をえる。ところでこの場合の商業債権というのは、さきにも述べたように賣買取引と複合した貸付取引（貸借的信用の一亞種である商業信用）に由來するもので、すなわち銀行券や小切手のような要求拂の債権（貨幣的信用）ではなくて、未來のある時期に實現されるどころの債権であり、したがつて現在においてわれわれの評價の對象となる。未來に實現される價值であるから當然に現在にあつては低評價される。その賣買價格が額面以下のある價值に定まるのは自然である。この場合の逆打歩が割引料と呼ばれる。つまり手形割引とは銀行と顧客との間に行われる商業債権の賣買にはかならない。その効果は商業債権の顧客より銀行への肩代りの移轉であり、その場合の賣買價格の尺度が割引料なのである。（註一、註二）（註三）

註一 「先に述べたやうに、手形はその性質上債務證書である。賣主が貸主で買主が借主といった信用賣買より生じた債務證書である。かうした債務證書を今銀行に賣り、銀行はこれを買入れるのであるから、賣主はこれによつて彼の債権を銀行に肩代りして貰つたことになる。賣主はこれによつて資金を回收する。然し債権者としての權利は銀行に譲つてゐる。銀行があらためて賣主の代りに債権者となり、満期を待つて買主から支拂をうけるのである。従つて手形の賣買は債権の賣買乃至は肩代りともいふべきものである。」（波多野鼎前掲書七二—七三頁）

註二 銀行券や小切手のような要求拂債権に割引なるもの生じないのは、それが貨幣的信用で、貸借的信用でないからだ。それは要求拂債権であるから直ちに貨幣に轉換することができる、肩代りに買取つてもらう必要はない。また未來のある時期に實現される貨幣でなく、現在即刻實現される貨幣を代表するから、評價上の逆打歩も生じない。貨幣的信用に割引なるもの生じない所以

である。「約束手形、爲替手形にして一覽拂のもの及びすでに満期日到来したるものは割引の必要生ぜず、従つて割引の對象とならない。ただ一覽後定期拂、日附後定期拂、確定日拂の手形にして未だ満期日に達せざるもののみ割引の對象となる。小切手は元來一覽拂の證券なるが故に本來割引の對象とならない。先日附小切手即ち振出の日附が實際振出したる日よりも將來に定められたるものは、かつて小切手面記載の振出日より支拂はるものとしたるが故に、割引の對象となつてゐたが、新小切手法に於ては、實際の振出の日より支拂をうけ得るものとすにより、今日においては割引の對象とならない。」(丹後愛二郎著銀行論一九一二〇頁)

註三 だから割引料は本來の意味での貸付の利子とは同一でない。もちろん貸付利子率によつて大いに制約されるが、しかしこの場合第一義の要因となるものは、債權の評価ということである。貸付の利子はその評価を決定する一要素にすぎない。この點は後に詳論するつもりである。なおウェスターフィールドの次の言葉は、この點秀れた示唆を含むものといふべきである。いわく、「この『割引料』は、しばしば言われるように、前取された利子ではない、というのは割引は將來支拂わるべき項目の現在價值を決定する方法であり、それは資産中に出費高(手取金高)をもつて記帳さるべきであるからだ。額面價值で記入されれば、それは明らかに割引料の額だけ過大評價されたことになる」と。(Westfield, *Banking Principles and Practice*, 1924, P.63)。割引料が派生的意味において貸付利子とみなされる所以については後に述べる。

このように手形割引は商業債權の賣買・その肩代りであるなら、通常の貸付取引とは明確に區別しなければならない。通常の貸付取引、すなわち銀行において單に貸付と呼ばれるものにあつては、銀行は現實に貸しており、顧客は實際に借りている。新らしい消費貸借契約が成り立ち、それに應ずる新債權者と新債務者が生ずる。銀行が債權者で顧客が債務者となること、もちろんである。ところが手形割引においては、銀行は實際に貸すのではない。ただ顧客の有する舊債權を

購買により取得するだけのことである。新消費貸借契約や新債權債務關係などは生じない（裏書債務を除く）。銀行のえる債權は顧客がもと所有した債權であり、この債權に對する債務者は以前と同様に手形支拂引受人である。かれは手形作成の當初かれが銀行の顧客に對して負つた商業上の債務のゆゑに手形上の債務者となつた。そしてそのままが繼續する。銀行がかれの新らしい債權者で、先の債權者たる手形割引依頼人は、裏書債務を除いては、この債權債務關係からは離脱してしまふ。後者はもはや銀行の債務者でも、手形引受人の債權者でもない。裏書上の義務を除いては第三者となる。ただし手形割引というのは、債權の譲渡であつて、債權の形成ではないからだ。割引依頼人はけつして銀行の借主ではない。これが手形割引と貸付取引との間の差違である。

商業手形の割引のみが眞の意味での手形の割引であるということが、右によつて明らかとなる。手形の割引は既存の債權の割引譲渡なのであつて、新債權の創造ではない、すなわち貸付ではないのである。融通手形の割引のごときは、形式は割引であつても眞の意味でのそれではない。それは純然たる貸付である。わが國の銀行が融通手形の割引を貸付の部類に入れて本來の割引と區別しているのは確かに正しい。手形貸付というのがそれである。^(註一)これまで商業手形の割引を例にとつて論を進めてきたのも、そのみが眞正な意味での手形割引であるからだ。

註一 「すでに述べし如く融通手形の割引はその實に於ては貸付に等しい。故にこれが割引にあたつては貸付の一種として取扱ふべきである。……すでに述べたる如く、我國銀行の實務上銀行が顧客に對し金融を與ふるに際し、借用證書に代へて作製せしめし手形の割引は手形貸付として整理されてゐる。この種の手形はもとより融通手形に屬する。」（丹後教授前掲書三一—三二頁）

このように考へてみて手形割引はけつして貸付と同一のものではない。貸付は純粹な金銭消費貸借であるが、手形割引は商業債權の肩代りの移轉、すなわちその賣買である。こうして手形割引と貸付との間には明確なる質的差別があるにもかかわらず、われわれがさきに銀行の手形割引を貸付取引の部類に入れて考へようとしたのは、なぜであるか。ここであれわれは本題に歸り、手形割引を貸付取引に入れて考へる理由と條件とを次に明確にしなければならぬ。

はじめにわれわれは、手形割引が貸付取引に由來していることに注意を向けたい。すでに述べたように、手形割引の第一の前提としては商業信用というものがある。商業信用は、さきにも一言したように、賣買取引と複合した貸付取引であり、そこから販賣者と購買者との間の商業的債權債務關係が生ずる。こうして生じた商業的貸付取引に銀行が介與する操作が手形割引である。割引によつて販賣者の購買者に對する商業的債權は、銀行の手に移轉せられる。専門の貸付業者である銀行が、本來の商業的貸主に代つて購買者に對する貸主となる。手形割引というのは、正しく原生的商業信用に銀行が介與し、商業的信用關係を銀行的信用關係に置換する操作といわざるをえない。そうであるなら、手形割引は商業的貸付取引と全然無縁のものではなく、むしろそれより發生し、その上に成立する第二次の貸付取引とみることができよう。間接・迂回された貸付取引、あるいは貸付取引の一亞種といつてよからう。

このように貸付取引と密接な連關に立つ手形割引における債權の評価は、どのようになつてゐるか。確かに割引料は、そのままで貸付の利子とは同じではない(六七頁註三參照)。それは商業的債權の評価に際して附される時差的打歩である。しかし打歩の算定にあつて貸付利子の計算が最有力に作用していることは看過できない。銀行は割引を行ふにあた

つて、當然に割引によつて失う利益を配慮しよう、その最大の要素が割引に用いる貨幣を貸付に用いた場合にえられる通常の利子額であることは、いうまでもない。割引依頼人が同意する割引の價格も、市場の貸付利子率によつて強く決定されるであろう。^(註一)そうした内部的要因を内に含んで割引料は、市場では商業債權の需要と供給との對立を通じて現實の率が

決定せられる。割引料が貸付利子率によつて強く作用される事實は否定できない。割引料を貸付利子の一偏倚あるいは派生的亞種とみることができよう、あたかも手形割引自身が貸付取引の派生的亞種とみることができると同様に。もちろん派生的な割引率が一般の貸付利子率に作用する面を無視してよいというのではない。

註一 商業信用において、商品の販賣價格に利子の加算されている場合には、販賣者が銀行に譲渡とする割引の價格は、一つにはこの加算された利子の未經過分によつて決定されよう。この點波多野鼎著金融講話七一―七三頁參照。

手形割引を銀行の立場から考察してみよう。銀行は手形の割引によつて商業的債權の所有者となる。換言すれば商品の販賣者に代つて貸主となるのであるが、しかし銀行は貸付業者であつて商人ではない。したがつて銀行は販賣者の商業的債權を取得しはするが、これを商人の立場から取得するのではなくて、貸付業者の立場から手に入れる。賣主は貨幣の必要に迫られて債權を賣り、銀行は運用すべき貨幣を持つからこれを買うのである。だから銀行は商業的債權を買入れるにかかわらず、みずからを商業的貸主としては意識せずに、單純な消費貸借上の貸主としての觀念に立つ。商業債權を取得することは、賣主に手形を擔保に貸付けることであると考え、買主から手形債權を取立てることを貸金の回收と思ひ、買入價格と券面價格の差額を買入れ代金の利子と觀念する。嚴密に規定するときには、そうなりはしないが、銀行實踐はこ

のように觀念し、別にこれという不便もないのである。(註)
こうして手形割引は銀行にとつては一種の貸付と觀念され、また
そのような觀點から運營されている。

註一 ウェスターフィールドは、實際には貸付でない割引が、實踐上貸付に準じて取扱われていることを、不鮮明ではあるが、次のよ
うな言葉で暗示している。「割引において利子が前拂されるところは、嚴密に言えば正しくない。けれど割引は、實際のところ、まだ支拂われぬ項目の現在價值を決定する方法にすぎぬからだ。ところが割引される項目をこの現在價值でなくてその額面價
値で記入し、差額をすでに得られたかのように利潤に加えるのが、記帳掛の習慣である。しかし實際は反對で、割引かれた價值が
時の経過にしたがい額面價值に接近したときにのみ、割引料は實際に取得せられる。」(Westerfield, *Ibid.*, pp. 540-541.)なお上
掲六七頁註三における同じくウェスターフィールドの言葉をあわせ参照

以上を要するに、手形割引は貸付取引に由來し、貸付取引により制約され、また實踐上貸付取引と觀念することができ
る。したがつてこれを一種の貸付取引とみてゆくことは、けつして事實をゆがめた甚しい擬制ではないように思う。もち
ろん本來の貸付取引との區別や差違を忘れてはならない。しかしそれとともに、二者の連關や共通性は認められてよく、
手形割引を貸付取引の一派生的亞種として貸付取引の部類に入れて取扱つてゆくことには、別に差支えはないと思う。

(ロ) 公社債の場合

公社債の應募が本質上貸付取引に屬することは、いうまでもあるまい。應募者が貸主で、公社債發行者が借主となる。
發行される公社債證書は借主が貸主に差出す借用證書にほかならない。この點證書貸付などの場合と同一で、銀行の公社
債應募は一種の證書貸付とみなされてよい。

公社債の應募と證書貸付との違いは、もつぱら貸付に當つて差出される借用證書の流通性に求められよう。公社債が轉々流通しうる便宜と形式と、これに伴う一定の制約を免れていないのに反して、證書貸付の際に差出される借用證書には、それが無い。しかし右のような相違は、もちろん單に貸付の形式や技術や便宜についてのものであり、二者の貸付取引としての本質には關係はなく、公社債の應募を一種の貸付取引とみるわれわれの立場には影響しない。

ただし次の點は看過できない。すなわち、公社債を用いる貸付取引は、それが流通可能の借用證書を介して行われるところどころに意義や便宜や制約があるために、その際の取引が常にこれら證券を中心に推進され・操作されるということである。たとえば、借入は公社債の發行と考えられ、貸付はその應募と觀念せられる。またこの場合の發行と應募は、證券に體化された債權の賣買と觀念せられて、そこに發行價格というものが生ずる。元來公社債の價格といへば、公社債が發行された後に、それに體化された債權が證券市場で評價されて決まるものとしなければならない。したがつて債權債務關係のまだ發生しない發行の當初に債權の價格なるものがあるはずはない、評價さるべき對象がないのであるから。にもかかわらず發行價格というものが生ずるのは、將來成立すべき債權を豫想し想定し、その將來の債權を發行の當初に先んじて評價するからであろうか。しかし實際は、そのように複雑に考える必要はないようである。發行價格に相當する金額が、この場合實際に貸付けられている貸金であり、いわゆる利廻りと呼ばれるものが、それに對する實際の利子とみなされてよい。關係が眞實にはこのようになってゐるのを、發行の後に生ずる債權債務關係の立場から、發行價格ということのを最初から觀念したただけのことであろう。發行價格が額面以下であろうと以上であろうと、公社債の發行が單純な貸付

取引であることには疑問の餘地がない。ただしここに問題となるのは、一度發行された公社債を銀行が市場で買入れる場合である。その取引上の性格は何であるか。この問題については、上に手形割引について與えた考察が有力な指針となるであろう。

公社債證書すなわち債券は、流通可能の借用證書であるから、債券の市場においての購入は、商業手形の購入（割引）と同様に、債權の肩代りの移轉であることは確かである。購入者は券面記載の本源の債務者に對する貸主となり、その場合成立する取引價格が證券に體化されている債權の市場價格であることも、手形割引のときと變りはない。ただ債券の買入れと手形のそれとは、次の點で違いがある。第一に、手形割引の場合に取引される債權は商業信用に由來するのに對し、債券取引の場合は本來的な貸付取引から生じた債權が取引の對象となる。第二に、本來的な貸付取引から生じた債權であるため利子關係は明確で、債權の評価に當つて割引の場合よりも利子は鮮明な要因となる。手形割引においては、將來に支拂われる額面——それには賣手の貸付けた元本のほかに利子が暗黙に加算されているものだが——が直接の評価の對象となり、それから割引が行われるが、公社債の賣買においては、將來償還される元本と明示された利子との確定した數量を基準として債權は嚴密な評價をうける。差違の大すかみの點は右のごとくであるが、公社債の賣買が貸付取引に由來する債權の肩代り移轉・その賣買というに至つては、全く手形割引と變りはなく、同種の取引範疇に入れて考えてよいものである。

そうであるなら、手形割引におけると同様、いなそれ以上に、公社債の買入れを迂回された一種の貸付取引とみることに

ができるであろう。債權を評價するに際しての貸付利子の作用因子としての意義は極めて高い。銀行は利廻採算の上に立ち、購入價格に取得利子を對立させ、全く債券の購入を貸付と同じ視點で行つてゐる。銀行の立場からいへば利廻というのが、この場合の眞實の利子なのである。こうして債券の市場における購入も、手形割引と同様に、派生・從屬的の、あるいは觀念により擬制されたところの貸付取引とみなすことができるのである。

(ハ) 株式投資の場合

元來株式に投資するということは、直接に企業に参加することで、決して貸付取引とは同事でない。取得する収入は利潤であつても利子ではなく、またこの場合獲得する權利・義務も貸主としてのそれではなくて、株主としてのそれなのである。株式投資は直接的産業投資である。

しかし今日のように、企業における所有と機能の分離の著しい時代には、株主は普通に經營に直接參與しない。配當を與えられるだけで満足し、これを出資した株式に對する利子の意味で受取つてゐる。株式は配當を利子として生む貸付資本と觀念せられて、株式投資は産業資本としてではなくて、貸付資本としての投資となる。經營もまた、株式を經營に参加する資本としてではなくて、長期的安定的貸付資本として迎へ入れており、關係は參與的出資のそれよりも、むしろ金融的出資という意味をもつてゐる。金融取引の一範疇としての出資取引が、株式取引の發展した一段階において出現する。もちろん株式投資は實質的には産業投資であつて、その受けとる所得は産業利潤よりの配當であり、そうした關係よりの限定は免れないが、これを越えて貸付取引に一步を踏み入れた關係を否定することはできぬと思う。ことにさまざま

(註一)
の法制的形式的諸條件によつて經營參加の意味が抑制され貸付取引的關係の強調される場合はそうである。貸付取引とは違ふけれども參與的産業投資ではない、やはり金融的意味をもつ株式投資を、つまり出資取引を、一つの疑いえない新しい取引の範疇として認めて差支えないとわたくしは思う。

註一 このことは優先株や無額面株などについてみれば、明白である。優先株においては、株主の經營への參加という關係が弱められ、單なる出資者としての立場が明確にされる。ことに非參加的優先株と呼ばれるものにおいて顯著である。また無額面株にあつては、株式への出資は全く配當請求權の購入という意味において行われ、出資額は配當と利子率の關係から決定される株式價格によつて定められる。通常の株式における額面に相當する元出資高というのではない。こうなればむしろ社債に近い。出資取引關係より貸付取引關係にさらに近づいている。

銀行の行ふ株式投資が原理的に右のごとき性質のものであることは、一般の株式投資家の場合と變りはない。株式投資は企業への參加ではなくて、金融的出資である。だから金融機關である銀行企業において取上げられる。がしかし單純な貸借的金融取引ではない、それとは區別せられる出資的金融取引である。しかしこの出資取引が銀行の主として營む貸付取引によつて大きな作用と制約とをうけていることを看過することはできない。銀行は株式投資を行つてゐるが、實際にはその金額は僅かである。出資取引の根に引き續く産業的投資よりの危険や不安からのがれたいと思つてゐるからである。株式への投資は、實質的には、現實の産業的投資に連つてゐる。だから企業の盛衰・收益・安全などにより、配當や株価は變動をうける。出資取引の利廻りが貸付取引における利子率よりも高くなるのは、こうした危険が織込まれてゐる

ためである。公衆の信用を第一とする銀行は、そのような危険を避けたいであろう。貸付取引の場合とはほぼ同一の安全と確實さで運用のできる投資物件だけを選択しよう。その場合には株式は、銀行當事者の意識の上では、公債や社債なみに取扱われているのである。いいかえれば公社債なみに取扱いうる優良な株式に限って投資する、したがつてその金額も多くはない。銀行は株式投資を貸付取引の意味において行うのであつて、銀行の株式投資の少いのは、現實に貸付取引の意味で行いうる株式投資に、客觀的な限度があるためである。^(註一)これを要するに、銀行の行う株式投資は、本來的には貸付取引と區別された意味での出資的金融取引であるが、銀行がこれを行う場合には、むしろ貸付取引としての意味を帯びる。それが銀行實踐上に現われる特殊の事情であるなら、銀行の出資取引を貸付取引のうちに含めて論じてゆくことは、別に差支えないことになる。行論の便宜にがなうばかりか、事態の真相にも近いであろう。もちろん右に述べた條件や制限や規定を銘記した上でのことなのだが。^(註二)

註一 もし貸付取引としての意味の限度を越えて株式投資が行われる場合には、投機の意味のものになる。すなわち株價の變動による商業的利潤の取得が目的となり、それは銀行本來の業務の外にでる。この場合の銀行の行爲は、投機的商業者のそれとみなしてよく、ここで問題とする必要はない。ウェーバーが預金＝投機銀行と呼んで高調する「投機」の意味は、銀行の本質を現わす表現としては不適當で、むしろ證券取引を營む特定の銀行の特殊の業態を示す形容としての意義しかもたない。そのことについてはすでに指摘した(五二頁註二)。

註二 「株式の發行も、信用過程としては、純正な銀行業務である、もつとも株式は參與權を證券化したものではあるが。しかし株主は、株式會社の存續する間自己の資本の返還の請求ができぬ貸付資本家、しかもすべての『參與』權取引に本質的なやうに、變動

する収益をうけとる貸付資本たるにすぎぬ。』(Schulze-Gaevernitz, a. O. S. 11.) 産業投資である株式投資に出資関係が現われる場合に、事態は貸付取引に一步接近する。そのような仕方では展開された出資取引を金融取引の一つの形態として本来の貸付取引と區別してみたのである。出資取引を銀行が行う場合に、それは一そう貸付取引に近いものとなる。シュルツェは遺憾ながら、このような區別と關係とを明らかにしておらない。

株式への直接的應募ではなくて、市場で購入する場合はどうなるのであろうか。株式の市場價格は、配當請求權の價格である。つまり出資的債權が評價されて株価となるので、大體に配當を市場利子率で資本還元した大いさが基準になる。配當は出資された企業の狀況によつて制約されるが、資本還元に使われる利子率の方は、市場における資金の需給關係、ことに貸付取引の狀況によつて定まつてくる。そしてこの場合、株式の價格が貸付の元本と觀念され、配當がその利子と擬制されているわけである。根源的な産業的出資關係に制約されつつ貸付取引の關係を實質的にも織込んでいるのが、この株式價格の機構である。ところがこうして評價される出資的債權の購入に銀行が資金を投入する場合には、すでに述べたと同様の事情で、貸付取引という意味が一そう強く現われてくる。商業手形や公社債の購入に準ずる意味での投資であること、またそうした意味での投資が銀行の正しい業務實踐として一般に望まれていることも、あらためて説明の要もないことであらう。(註一)

註一 森川教授は近年割引・貸付に比肩するまでに擡頭し來つた證券投資高増大の傾向に着目されて、次のように述べておられる。「故に簡約の爲めに屢銀行は預金に受入れしものを貸出に運用するものと稱せらるる時、其貸出の語は斯くの如き證券投資をも含む廣き意味に解釋せらるるを適當とする。即ち反面より云へば銀行の證券投資は今や諸貸出と相併びて、其正則的興信業務たるの

地位を占めつつあり、従つて又證券投資に對立する意味の諸貸出のみを以て銀行の此側面に於ける正則的業務と考ふことは、最早や事實上に適合せずとなすを得るであらう。更に内容的に云ひても銀行の保有證券は多く公債、社債にして株式は小額に止まるが故に、斯かる證券投資は所謂定額債權への資本供給なる點に於ても諸貸出と其趣を一にする。」と（森川太郎著銀行職能論昭和十六年九—一〇頁）。着眼と洞察は正しい。しかし説明はこれだけでは不十分と思う。證券投資が貸出とみなされる所以、あるいは正則業務とされる所以を、單に量の問題としてでなく、質の問題としても解明して欲しかった。

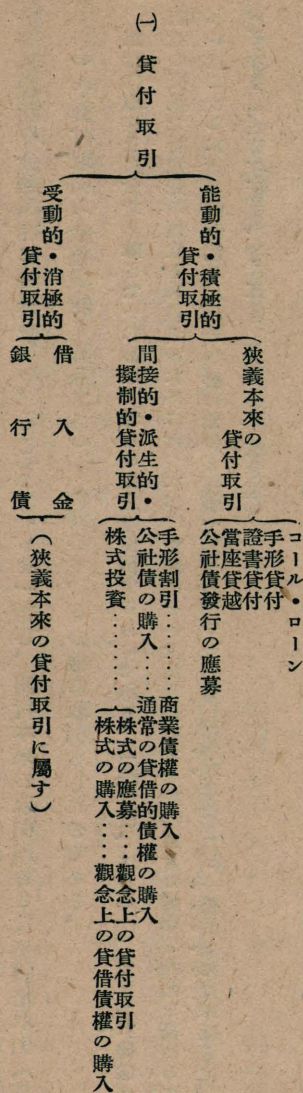
以上を要するに、手形割引や公社債の購入や株式投資は、嚴密に言えば貸付取引なのではない。しかしこれらは貸付取引に由來し、あるいはそれに準じて營まれ、實踐上も貸付取引と觀念されて行われている。だからこれらも貸付取引の一種として考えてゆくことができるのであつて、手形貸付・證書貸付のごときを本來純粹の銀行貸付取引とすれば、手形割引などのごときは間接的・迂回的・派生的・擬制的な貸付取引とみなすことができるであらう。

もつとも同じ公社債・株式の購入でも、投機目的・手數料目的のそれは別である。すなわち證券の單なる商業的賣買・引受發行・發起業務などのごときは、取引の目的が商業的利潤あるいは手數料にあるのだから、これらは融資目的の證券投資とは別個に考えてゆかねばならない。それらは次に述べる「その他の銀行取引」に入るべきもので、その性質はむしろ商業取引に類屬する。このことはさきにも一言した。^(註一)

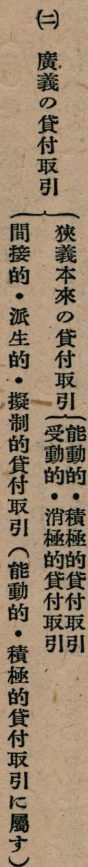
註一 七六頁註一を參照。したがつて銀行の營む有價證券業務には二種あることになる。一つは出資的金融取引、擬制的には貸借的金融取引、これは後に述べるように、銀行本來の取引の構成要素となる。他は、むしろ商業取引に連關し、銀行本來の取引からは除かれる。森川教授は、證券業務を分けて、正則的興信業務に屬する證券業務としからざる證券業務を分けておられるが（前掲書一

〇一二頁）、表現上、説明上の差違はともかくとして、内容は全然われわれの區別と同一である。

銀行の營む貸付取引の内容についての吟味は以上に止める。なお一つここに問題となるのは、銀行が他からする借入れである。借入金とか銀行債の發行などがそれで、銀行はこの場合、貸付ける代りに借入れる、貸主となる代りに借主となる。すなわちそれは消極的・受動的意味での貸付取引を行っている。貸付取引以外の何物でもないことは明瞭であらう。かくてわれわれは以上の長き考察の結論として、銀行の營む貸付取引を次のように區別することができるのである。



あるいは



(三) その他の銀行取引

銀行の営む取引は、まず上述の貨幣取引と貸付取引とに盡きるが、そのほかに銀行はなお若干の取引をすることがある。保護預り、證券受託賣買などがそれで、^(註一)銀行本来の取引内容とはならない。同じことになるが機能の點からいっても、貨幣流通機能や金融機能に關係しない。そこでこれらを一括し、銀行本来の取引内容となる貨幣取引（貨幣流通機能と關係する）や貸付取引（金融機能と關係する）と區別して、その他の取引としたのである。

註一 銀行は顧客を自分から離さないために、種々の便宜を提供するものである。「銀行は、はじめは、そうした機能の多くを、單に銀行の廣汎な得意先の便宜と利益とのために行つたが、當然にそれは反作用して、銀行自身の効率と利潤を高めるに至つた。われわれはこうした附加的機能を二つの主群に分つと便利であろう。すなわち(一)代理奉仕と(二)一般的効用の奉仕とに。」(S.Evelyn Thomas, *Principles of Banking*, 1930, pp. 14—15.)

第四節 異説の吟味

銀行の営む取引は別の仕方からも區別されているから、次に異説を吟味しておこう。

(一) オブストによれば、銀行には三つの任務があるという。すなわち支拂媒介 (*Zahlungsvermittlung*)、信用媒介 (*Kreditvermittlung*)、資本の管理 (*Kapitalverwaltung*) がそれであり、これに應じて銀行業務も貨幣業務 (*Geldgeschäft*)

と信用業務(Kreditg.)と證券業務(Effekteng.)の三大部分に分れる。(Obst, Das Bankgeschäft, Bd I, 7. Aufl. 1923, 6.)。ところでいうところの支拂媒介・信用媒介・資本の管理とは何かとみると、——第一の支拂媒介は、振替取引や小切手取引や銀行券取引のような支拂取引を媒介する作用である。ことに貨幣の節約の方面に作用する形式での銀行の支拂取引を、オプストは支拂媒介という言葉で意味している(a. a. O., S. 2—3)。次に信用媒介というのは、單に自己の資本を貸付けるだけでなしに、他人の資本を受け入れ・これを貸付けるといふ行爲であり(a. a. O., S. 3—4)、最後の資本管理は、有價證券の形で他人の資本を管理する業務をさしている。例えば、資本投資上の助言を與えたり、有價證券を委託賣買したり、有價證券の保管および管理を引受けたりするのが資本管理である(a. a. O., S. 4)。別の個所では、オプストはほぼ同様の意味のことを次のようにも述べている。「銀行の活動は次の點に向けられている。すなわち(一)支拂取引を容易ならしめること(貨幣節約機關)、(二)一時用いない貨幣を集めて、すなわち職業的に信用をうけて、この貨幣を収益的に投資すること、(三)證券業務を営むこと、これである」(a. a. O., S. 6)也。

しかしこのような區別の仕方には問題がある。まず第一の支拂媒介というものに注意してみよう。オプストが支拂媒介というのは、小切手や銀行券や振替票を操作する貨幣取引のことであつて、かれはこうした機能を「貨幣機關の機能」と呼んでいる(a. a. O., S. 4)。このように銀行の「貨幣機關としての機能」が支拂媒介であるなら、銀行の行ふ一切の貨幣取引はこの第一の支拂媒介に入れねばならぬはずであるのに、預金や當座勘定の引受や銀行券の發行が同時に第二の信用媒介に入れられてゐる(a. a. O., S. 3)。つまり預金や銀行券は支拂媒介でも問題となるし、信用媒介でも問題となる

という風で、同じことが二重に取扱われる始末になつてゐる。次に信用媒介という觀念の問題であることは、別に詳しく述べるであろう。最後に證券業務を一箇獨立の範疇として支拂媒介や信用媒介に並列させるのは、ドイツの特殊的事情だけに妥當する著しく均衡を失した取扱いといわざるをえない。

(二) 次にヤッフエの見解をみる。ヤッフエによれば、近代銀行制度の任務は次の三つであるという。第一は、全國の散逸せる節約や、投資を求める剩餘資本を、いわば一大貯藏所に集積することであり、第二は、委託された金額を、全國民經濟の課題に應じて使用することのできる人に、提供することであり、第三には、便利で安全な流通手段を創造し、第一の任務を容易ならしめ・あるいは可能ならしめることであるという(Jaffé, Das englische Bankwesen, 1910, S. 1.)。また別の個所では、順序には多少の相違はあるが、この三つの任務を約言して、「(A) 流通(信用讓渡) 手段の創造、(B) 信用(資本)の集中、(C) 信用の許與(資本の讓渡)」(a. a. O., S. 144.) といふ。

ところで右のうち「信用の許與」というのは、つまりが貸付取引のことであつて(a. a. O., S. 202ff.)。わはこれを正確・曖昧に表現しただけのものである。流通手段の創造とは銀行券や小切手の發行のことであり(a. a. O., S. 144 ff.)。われわれの貨幣取引に屬することは疑いない。そして「信用の集中」は預金取引のことであるから(a. a. O., S. 179 ff.)。これまた貨幣取引に所屬しよう。かくてヤッフエの銀行取引の三區分は、結局のところ、われわれの貨幣取引と貸付取引との二區別に解消されることになる。それを混合し擴散し不明確にしただけのものにすぎなく。

(三) 丹後教授の銀行業務の區別の特色は、まず主たる業務を從たる業務とに區別し、後に主たる業務をさらに資金供

給業務と資金蒐集業務と資金造出業務とに區別した點にある（前掲書一二—一三頁）。銀行業務の區別で、これほど精細なものはない。しかしわれわれの見地からすれば、疑問の點もくはない。

第一に教授は、銀行の從たる業務として、代金の取立および支拂の代理・手形の引受・信用狀の發行・兩替・地金銀の賣買などをあげておられるが、これらは貨幣取引業務に、一部は貸付業務に關係する取引である。もつともここでの區別は主たる業務および從たる業務という銀行業務の輕重の立場に立つての區別であるから、一見それでよいにも考えられるが、しかし從たる業務に有價證券の賣買が含まれているのが第一にドイツの信用銀行の場合については問題であるし、他方教授には主・從の區別を銀行にとり本質的・非本質的の區別と解せられている節もある。もしそうであるなら、兩替や地金銀賣買や送金・取立などを從たる取引に入れるのは問題で、後述するようにこれらは銀行の發生にあたり不可缺の要素として機能しており、貨幣取引の問題としても別個に考察すべき必要がある。

次に資金供給・蒐集・造出の區別は、嚴密のように見えて、そうではない。資金供給における貸付・公社債の應募は、資金蒐集における債券の發行と、ただ立場が逆轉しただけで取引の本質は同じであり、資金蒐集における預金と資金造出における預金貨幣および銀行券とはまた無關係でない。とくに預金貨幣は預金取引を離れてはありえない。